

# 中大法曹



多摩校舎全景

1997. 5

中央大学法曹会

No.16

# 中央大学校歌

石川道雄作詞  
坂本良隆作曲

一、草のみどりに風薰る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺るがぬ意氣ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉れあれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさぼらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 栄あれ

# 中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞  
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統の誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精銳こぞりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央

# 「中大法曹」第十六号目次

表紙題字揮毫 柳澤義信  
表紙写真 多摩校舎全景  
中大広報課

- 中央大学の司法試験の歩み……………中央大学法曹会幹事長 柳澤義信(1)  
ご挨拶……………学校法人中央大学理事長 内海英男(6)  
ご挨拶……………中央大学総長 高木友之助(9)  
トータル・システムの構築を目指して：中央大学法学部長 長谷川了(12)  
中大法曹会に望む……………中央大学学員会会长 大西内了(12)  
評議員雑感……………学校法人中央大学評議員会議長 信高(15)  
中大理事に就任して……………学校法人中央大学理事 安原正之(17)  
大学改革雑感……………学校法人中央大学理事 高橋守(15)  
中大考……………学校法人中央大学監事 一雄(22)  
松崎勝(28) 一雄(22)

新しい研究施設の構築のために……………中央大学学術研究 山岸憲司(34)

団体連合会委員長 山岸憲司(34)

学研連から駿河台記念館の施設利用の要望について……………山本清二郎先生(41)元広島高等検察庁検事長 竹村照雄(41)

中大法学部 あるO.Bの感想……………東京弁護士会会长 榊原卓郎(52)

ポスト現職の生活と意見……………公証人 杉山英巳(55)

中央大学法曹会について……………公証人 中津川彰(62)

法制審議会の委員になって……………公証人 中津川彰(62)

預金保険機構の現状と役割……………預金保険機構理事長 田中美登里(66)

活力ある法学教育プラスα……………山形地方裁判所所長 高木新一郎(71)

人権擁護行政……………法務省人権擁護局局長 松田昇(71)

「司法演習」から大学を学ぶ……………中央大学講師(司法演習) 大藤敏(82)

座談会 司法試験……………吉川壽純(86)

――中大法学部の現状と我々の果たすべき役割――

会員の声と消息……………

関係諸規定……………

学校法人中央大学基本規定(寄附行為) (133)

中央大学学員会会則 (164)

中央大学法曹会会則

中央大学法曹会人事委員会規則

法職教育検討委員会規則

大学問題委員会規則

会則検討委員会規則

参考資料

役員等名簿

学校法人中央大学等役員名簿（中大法曹関係）

中央大学学員会役員名簿（中大法曹推薦）

中央大学法曹会役員名簿（平成七・八年度）

中央大学法曹会各種委員会委員名簿（平成七・八年度）

平成九年度講師名簿

会務報告・主要開催行事.....中央大学法曹会事務局長 森田昌昭

編集後記



# 中央大学の司法試験の歩み

中央大学法曹会

幹事長 柳澤義信



一 中央大学法曹会会報編集委員会の皆様のお骨折りにより、会報『中大法曹』第十六号を発刊することになりました。

本号は、特に司法試験に關係の深い大学の先生方、直接司法試験の受験指導をされている学研連と中大法曹会の先生方が參集されて座談会を開催し、『中大法学部の現状と我々の果たすべき役割』をテーマとして意見を交換され、その結果が登載されています。

本年度の中央大学の司法試験の成績を考えるとき、まことに時宣を得た企画であり、有意義であったと思います。  
二 ところで、本年度の司法試験の出願者総数は二万五三九一人、最終合格者数は七三四人です。そのうち中央大学の出願者数は三七四九人、合格者数は五二人であり、昨年度の八七人より著しく減少しています。この合格者数を大学別に比較しますと、中央大学の合格者数は、東京大学、早稲田大学、京都大学、慶應大学に次いで第五位になっています。このような状態では、法曹になるためには、中央大学よりも他大学に入った方がよいということになり兼ねません。

かつては司法試験合格者数第一位から第三位を占めていたことに思いをいたすとき、あまりにも寂しく残念であり、今昔の感を深くしています。

そこで各大学の司法試験出願者数の推移をみると、中央大学は、昭和六一年度の出願者数四九五一人（在学生八〇〇人）に対し、平成八年度の出願者数三七四九人（在学生未公表）であり、一一〇三人、約二四%も減少しています。その結果、合格者数も出願者数の減少に伴って少なくなっています。

これに対し、他大学の出願者数をみると、昭和六一年度より平成八年度までに、慶應大学では五〇%以上、京都大学では約三〇%、早稲田大学では約二〇%、東京大学では約一五%も増加し、合格者数も大幅に増えています。この中央大学不振の原因が一時的な現象であるか、それとも社会情勢の変化、特に司法試験制度の改革に対する対応の遅れ等の長期的原因によるものであるのかは検討しなければならない緊急かつ重大な問題であります。

### 三 多くの大学は、司法試験のために法職講座を開設する等して受験指導をしています。

また司法試験を受けるために多くの学生、卒業生が受験予備校に通つて講義を受け、多くの合格者を出しています。更に受験予備校は、三回合格に備えてカリキュラムを作成し、高校生にも受験指導をするといわれています。

最近、朝日新聞社が発刊した『アエラ』によりますと、立命館大学は平成四年、専修大学は平成六年から受験予備校と組んでエクステンションセンター（課外授業）として司法試験講座を開設し、受験予備校の専任講師を招いて講義を行い、法学部の学生の半数が受講し熱心に講義を聞いているとのことです。そこでは、打てば響く教育の真髓が發揮されているようです。

更に立命館大学は、付属高校で司法試験のための法律演習が選択できるカリキュラムを準備しているとのことです。（朝日新聞社刊アエラNo.52）

合格枠制度、大学内に受験予備校の取入れの是非は別としまして、制度が変わればその対応も新しくなります。

時機を失せず、工夫して適切な対応ができた者が司法試験の勝者となり、制度の改革にたじろぎ、遲疑逡巡して積極的な対策を取らなかつた者は敗者の寂しさを味わうことになります。

四

中央大学の司法試験の成績不振の原因については、多くの学員より、主に次のような点が指摘されています。

まず第一に、校舎が多摩に移転し、これによって在学生は都心での受験指導、卒業生は多摩校舎にある学研連等の指導が受けにくくなり、また都心から多摩まで往復するのに時間がかかるために、合格者、若手法曹による受験指導が十分にできなくなっている。

次に、平成八年度から司法試験制度が改革され、いわゆる丙案（受験三年以内優遇案）の採用により、若年者が受験を控えた。

更に法曹を目指して中央大学に入学する者が減少し、在学生の法曹志望が少なくなっている。

また中央大学は、平成五年、法学部に国際企業関係法学科を設けた際に、法律学科の恒常定員八〇〇人のうちから一六〇人を削り、その分を臨時定員で補うことにした。その結果、臨時定員が廃止されると、法律学科の学生数は六四〇人に減り、早稲田大学の約半数になる。法律学科の学生が減少すれば、毎年、同数の受験予備軍が減り、合格者も少なくなる。

その外にも、かつては司法試験に多くの合格者を出してきた学研連、夜間部の司法試験の成績が良くない。

このように中央大学の司法試験成績不振の原因と言われているのは複雑であり、以上のような事情が重なり合っています。

五 中央大学は、明治一八年にイギリス法律学校として設立され、多くの実務法律家を輩出し、長い間、司法試験合格者数第一位の成績を上げてきました。大学もこのような誇り高い法科の伝統を継続し発展させるために、法職講座、司法演習講座を設けて、司法試験志願者のために特別の指導を行ってきました。

更に司法試験受験のために修学期間の延長を希望する学生には指定試験奨学制度を設け、学費を軽減することにしています。

中大法曹会と学研連は、法職講座、司法演習講座に若い法曹を推薦し、推薦された先生方は熱心に後輩の指導をしています。また学研連所属の各研究室は、私費で研究室を運営し、熱心に室員の受験指導を行っています。このように、司法試験に關係のある先生方、合格者、若い法曹の熱心な指導があるので拘らず、中央大学では、何故、司法試験の出願者、合格者が減少したのかが問題です。

以上のような中央大学の司法試験成績不振の原因とこれに対する関係者の対策を合わせて考えてみると、これまでの対症療法には限界があり、その熱意と努力にも拘らず、司法試験受験者の動向、司法試験制度等の改革、社会情勢の変化に対応しきれなかつたのではないかと思われます。

#### 六 最近、新聞や雑誌などで大学の改革問題が取り上げられています。

文部省は、現代の価値観の多様化、国際化、一八歳人口の著しい減少に対応するために平成三年六月に大学と大学院の設置基準を改正し、その大綱化、弾力化をしました。

改革された大学設置基準では、大学は、その教育水準の向上を計り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するために自ら点検、評価を行うことに務めなければならない、大学は、教育上必要と認められた場合には、昼夜開講制（同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う）を設け、また入学前の既修単位等の認定ができる、校地、校舎の面積、学部の種類及び収容定員を定め、その面積を下らないものとするとしています。

更に大学院の自己評価を定め、修士過程では、専攻分野における高度の研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的としています。

この大学設置基準の改正を機に各大学では、カリキュラム、学部、大学院の改革に取り組み、その改革は潮流の

ごとく進んでいます。なお大学審議会は、平成八年一〇月、大学の臨時定員の五〇%を恒常定員として存続させる方針をまとめたとのことです。

中央大学では、これに対応して平成三年より、カリキュラムの改正、新学科、新学部の増設等をしてきましたが、今後は夜間部と大学院の改革に取り組まるとのことです。

七 我々学員は、中央大学が、更に積極的に学部、大学院の改革及び校舎、校地、学生の恒常定員の確保、大学施設の改善等を行うことを期待しています。

そして中央大学の司法試験の成績を向上させ、かつてのように誇り高いものにして頂きたいと念じています。中大法曹会は及ばずながらこれに御協力してゆきたいと考えています。

# ご挨拶

学校法人中央大学理事長　内海英男



中央大学法曹会の会報第十六号発行を心からお祝い申し上げます。今日、母校中央大学が二十一世紀に向けて、着実に発展しておりますことは、日頃から幹事長の柳澤義信先生をはじめ、会員の皆様の力強いご支援・ご協力の賜物と、厚くお礼申し上げる次第でございます。

また、法曹会会員の皆様におかれましては、基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、日夜ご活躍されておりますことに対しましても、深く敬意を表する次第でございます。

さて、本紙をお借りしまして、若干大学の近況について、ご報告申し上げたいと存じます。

最初に、学校法人中央大学役員の改選についてであります。

本年五月二十五日をもって、任期満了となりました理事・監事の改選につきましては、本年三月二十三日開催の評議員の議決に基づき、理事・監事選考委員会において、新たに理事十八名、監事三名が選任されました。

その内、法曹会からは、新たな安原正之先生、松家里明先生、高橋守雄先生が理事として、松崎勝一先生が監事としてご就任され、今後三年間母校の管理運営にご尽力をいただることになりました。

この新しいメンバーによる第一回理事会が、去る五月二十七日に開催され、理事長には不肖私が再任されましたが、歴史と伝統に輝く名譽ある母校中央大学の経営を引き続きお預かりすることになり、その重責を痛感し、あらためて身のひきしまる思いであります。全力をそそいで参る決意でありますので、今後とも皆様方のご指導・ご鞭撻の程お願い申し上げます。

次に、大学改革についてであります。

既にご承知の通り、全学を挙げて平成二年度から取り組んで参りました学部関係の改革につきましては、平成六年度をもって一応一段落し、現在は引き続き、大学院の拡充・強化を中心とした改革を推進しておるところであります。

近年、社会が急激に高度化・複雑化するに伴い、大学院は今や、研究者育成の場だけでなく、高度な専門職業人・社会人・外国人留学生と多様な要請に応える場となっております。本学では、そうした要請に的確に応えるべく、從来からの改革に加えて、先にその新設に当たっては、法曹会の皆様に多大なご指導・ご協力を賜りました総合政策学部及び法学部国際企業関係法学科が、本年いよいよ完成年度を迎えることから、来年（平成九年）四月には、それぞれ大学院を開設すべく、着々とその準備を進めておるところでございます。

ところで、近年、社会は国内外ともに、めまぐるしく変化しておりますが、私立大学を取り巻く環境も十八歳受験人口の急激な減少、国庫補助金の低迷等により、極めて厳しい状況にあり、私ども大学経営を預かる者にとりましては、大変厳しい冬の時代であることを認識しております。

しかしながら、今日、日本の教育システムは大きな変革の時にあり、今こそ、中央大学が総合大学として、二十一世紀に向けて、確固たる礎を築くべき時であると考えております。そのためには、従来にも増して、全学一致協力し、大学改革を推進し、新しい中央大学を創造してゆかなければなりません。その実現を通じて、社会からは期待と信頼を得、学生や学員からは自信と誇りを持ち得る、魅力に溢れた大学として認められることになると、私は強く確信を

致すものであります。

どうか、法曹会会員の皆様におかれましても、母校中央大学の発展のため、尚一層のご指導・ご支援を賜りますよう重ねてお願ひ申し上げる次第でございます。

最後に、中央大学法曹会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

（平成八年九月二十四日 記）



# ご挨拶

中央大学総長 高木 友之助

隔年ごとに発行の「中大法曹」が、巻を重ねること十六回、本学法曹界の輝かしい伝統の継承維持発展の為めに並々ならぬご尽力を賜った歴代の関係各位に対して、まずもって衷心より敬意と謝意を表します。

本学は創設以来百十余年を経た現在、六学部・六大学院研究科・九研究所・附属三高校を擁するわが国有数の総合大学の形を整えました。偏えに関係者各位の有形無形のご支援ご尽力の賜に外なりません。特に今日中央大の名声を高からしめている要因の中でも、もっとも大きな支柱は長年月にわたる法曹各位の活躍であることは、誰も異論を挟む余地はないものと考えます。

さて、ご高承のように新しい司法試験制度の施行によって、従来に比べてその合格者が激減してしまいました。他大学も同程度の減少ならば致し方のないことですが、競争校の合格者がかえって相当な増加傾向にあることを勘案しますと、ここ数年の本学の新試験制度に向けての対応が必ずしも十分でなかつたのではないかと、大学運営に大きな責任を負う者の一人として、まことに残念であると同時にわが不徳のいたすところと率直にお詫びを申し上げます。

目下、学長・法学部長を中心として関係各位が挙げてその対応策を真剣に検討いたしております。詳細につきましては、当事者からご報告があろうかと存じますが、法人といったしましては理事長をはじめとして役員すべてがこの結果を厳しく受け止め、可能な限りの措置を惜しまぬ所存であります。捲土重来、この新しい対応策が、明日へのスプリングボードとなることを祈るばかりでござります。

上述のように合格のための学習方法手段については、専門の諸先生にお任せすることとして、法律の門外漢の私がとかく申すことも憚らますが、日頃私なりに考えておりることを率直に申し上げましょ。

最近は量より質の時代といわれます。ご存知のように現在日本の大学は大へん厳しい氷河期に入っております。「学員時報」で、本年年頭のご挨拶に申し述べましたように、ここで選択を誤れば百十余年の伝統に支えられたわが中央大学といえども、将来の発展どころかその存続さえも危くなりかねない状況に在ります。大学の優劣は組織規模の大小によって評価されるものではありません。司法試験合格者についても、単に数多きをもって善しとせず、各人の質を厳しく問われる時代になつてくるのは必定であります。それぞれの修習生諸君が確かりとした基盤の上に立て、特色のある法曹になるよう努力し成長していただきたいと思ひます。確かりした基盤とはなにか、世上いわれるよう社会正義の実現が法曹の究極の目的であるとするならば、まず人間そのものを深く掘り下げて知らなければなりません。ただ単に法律の知識をその場その場の自己の主張に都合よく合わせ、断章取義し、それを縦横に駆使して有能であると誤信するようでは、世の信頼をかち取ることはできません。質を問われる所以であります。

孔子は“古の学者は己れの為めにし、今の学者は、人の為めにす”と言つております。己れの為めとは自己の修養の為めに学ぶのであり、人の為めとは他人に自分を認めてもらう為めに学ぶという意味であります。孔子の時代にも、人に知られる為めに他人を押しのけてまで自分を売り込もうとする利己的な人物がかなりいたようです。申すまでもなく質の良い修習生は己れの為に学ぶ者ということになります。

わが中央大学出身の修習生諸君が人間の純粹の良心を自覚し、それを基盤として焦らず怯まず若者らしいしなやかな感性を忘れずに正々堂々と正面を向いて一步一步進まれるならば、わが中央大学法曹の栄光が再び蘇るであります。

良質の諸君が、春の潮のように自ずからひたひたと溢れみなぎって、やがてそれが怒涛のごとく大きなうねりになる日を期待して止みません。

専門家の各位からごらんになれば、素人のたわいもない話であるかもしませんが、それを恐れず敢えて思う所を述べさせていただきました。偏々に中央大学を愛し、わが法曹界の復活を熱望するからに外なりません。

私の意のある所をお察し下さって何卒ご海容のほどをお願い申し上げて、一言ご挨拶とさせていただきました。

# トータル・システムの構築を目指して



中央大学法学部長

長 内 了

学部長就任から満一年目を迎えた平成八年一一月、中央大学の禄をはむ人間として、生涯忘ることのできない痛恨事を経験することになりました。いうまでもなく、司法試験合格者の激減という事態がそれです。抜一試験の結果からある程度の厳しさを覚悟していたとはいっても、最終合格者五七名という数字は、その予測を遙かに超える厳しいものでした。多くの先輩がこれを「屈辱的な事態」と受けとめられたのも、まことに当然と言わなければなりません。

しかし、私たちが今なさねばならないのは、徒に悲観論に陥ることではなく、いかにして「災いを転じて福となす」かであり、そのためには、衆知を集めて、実現可能な方策を模索し、具体化していかなければなりません。その意味で、本誌掲載の「座談会」は、まことに貴重な機会を私たちに与えてくれました。さらに、一〇月には大学問題委員会にもお招きをいただき、極めて率直な意見交換をさせていただきました。このような中大法曹会のご努力に報いるためには、単にご高説を拝聴するだけではなく、私たちもまた、あらゆる機会をとらえて大学の実情をお伝えし、ご理解とご協力を求めながら、ともに創意工夫を重ねていく姿勢を持ち続けることこそ、取るべき道であると信じます。

このような信念から、ごく大まかではありますが、この間における私たちの司法試験問題に対する取り組みを紹介し、ご挨拶に代えさせていただきたいと存じます。

まず最初にお伝えすべきは、年明け早々、法学部内に「法学教育問題検討委員会」を発足させたことです。司法試験委員経験者を中心に構成されるこの委員会は、司法試験の課題に応えていくためには、何よりも学部教育全体のレベル・アップをはからなければならないという認識を基本とし、同時に、受験指導体制を含めた環境整備のために何が必要とされているかを大所高所から検討する役割を担っています。

同委員会は発足早々、「一・二年生を対象とする基礎演習の拡充」という具体案をとりまとめました。法律学科の授業科目である基礎演習は、従来、一次試験免除科目にカウンタされる教養科目と位置づけられてきた関係で、司法試験科目を直接対象とすることができず、早い段階での基礎体力作りを考える民法担当者グループから「隔靴搔痒の感あり」と批判されてきました。法学教育問題検討委員会の提言を受けた教授会は、基礎演習のうち約一〇講座を司法試験科目対象講座に組み替えることを急遽決定し、この四月から実施する運びとなっています。

法学教育問題検討委員会の作業は、今後も多様な問題について、続けられていくことになります。例えば、実質的受験母数を確保するための法律学科の入学定員問題、学生のチャレンジ精神を持続させるための環境整備、専任教員一人当たりの法職講座と学研連の機能の見直しと両者の関係の調整、さらには予備校活用の方策等々、いずれも中長期的な展望をもって取り組まなければならない課題が山積していますが、経験豊かなメンバーで構成されるこの委員会は、広い視野から総合的な問題解決の指向性を打ち出してくれるものと期待しています。

しかしながら、学部の基本的な役割が「法学徒としての基礎体力の養成」にある以上、学部教育に即時的効果を求めるのは、到底無理な相談です。したがって、少なくとも昨年の実績を上回る成果をあげるために、受験指導に当たる法職講座と学研連による緊急対策を講じる必要があり、わけても今年度採一試験合格者に対する論文指導の強化

が不可欠の課題となっています。この点について、法職講座は、一昨年開設した多摩研究室（在学生対象）の施設拡充とともに、駿河台研究室（卒業生対象）についても収容定員の増加を決定しました。他方、学研連でも、山岸委員長をはじめとする関係者の並々ならぬご尽力によって、都心に合同指導体制を作り上げる方針が固まっています。

こうした試みは、当然のことながら、所要施設の確保について法人の理解と協力が必要です。まことに心強いことに、理事長、学長は、司法試験問題がひとり法学部のみの課題ではなく、中央大学全体にとっての課題であるとの立場をさまざまな機会に表明してこられました。去る一月、理事会の中に「司法試験問題対策小委員会」が設置されたのも、こうした大学トップの姿勢が表れたものと言えるでしょう。委員に任命された濱田惟道常任理事、松家里明理事、渥美東洋理事は、さっそく法職講座と学研連の施設問題に取り組まれ、精力的な調整の結果、このほど駿河台記念館の中に不十分ながらもスペースが確保される運びとなりました。さらに、来年一〇月には、中大生協の働きかけに応じて、二つの有力受験予備校が多摩キャンパスの隣接地に進出してくることも決まっています。

このように、今大学では、学部・法職講座・学研連がそれぞれの機能を果たしていくために、分業と協同の必要性が意識され、それを法人がバック・アップする体制が整いつつあります。これを司法試験という課題に向けたトータル・システム構築の第一歩であるとともえ、近未来に明るい展望を思い描くのは、あるいは辛い立場に置かれた学部長なるが故の妄想に過ぎないかも知れません。しかし、私は、基礎演習担当を志願してきた若い同僚の眼差しの中に、そして研究室の壁を乗り越えて、新しい指導体制を構想された学研連関係者の英断の中に、これまでにない確かな手応えを感じています。

もちろん、取り組まなければならない課題は依然として多く、中央大学が司法試験において往時の力を取り戻すためには、まだまだ多くの時と努力が必要なことは言うまでもありません。中大法曹会の倍旧のご支援とご鞭撻を、心から願い上げる次第です。

# 中大法曹会に望む



中央大学学員会会长 大 西 保

- 一 学員会は正副会長一〇名、常任幹事二五名、幹事七四名、会計幹事五名、協議員七六八名の役員を有し、現在支部は地域支部九七、年次支部三〇、職域その他四四で支部の会計は一七一であります。年次支部というのは卒業年次の同期の学員によって結成され、昭和二六年頃から毎年のように年次支部が出来るようになりました。年次支部は同期生という立場で横の連絡がとり易いのか最近急増の傾向にあります。
- 二 私は会長就任以来各支部に出席して参りましたが、スポーツ関係の支部は箱根駅伝優勝をはじめ、陸上・水泳・その他の競技で全国制覇が多く、その祝賀会は先輩後輩が参加して活気が溢れています。努力の結果が直ちに判明するので、参会者の意氣が上がるのでしょうか。
- 三 中大法曹会が大学に協力して司法試験合格のために非常に貢献しておられることに深く敬意を表したいと思います。大学当局や教学関係においても司法試験の成績向上のため心を碎いておられるようですが、その成果は思つようにならないのはまだ残念であります。
- 四 中大法曹会は十数年来大学の振興について意を注いでおられます、教学関係者は教学について他の容喙を許さ

ないとの基本観念を維持しているようあります。

教学の独立についてはそれなりの歴史的理由があります。

曾て、法曹会から出た中大理事が、当時東大を定年となつた有名な学者を中大に迎えるよう提案したことがありましたが、教授会の厚い壁で実現されませんでした。

五 大学で立派な研究と教育が行われることは、母校を愛する学員として強く望むところであります。大学で立派な研究と教育が行われているかどうかは、外部からは学者の著書・論文などで知るほかはありません。週刊朝日が平成七年七月一〇日「無能教授のあきれた生態」と題して発表したところによれば、「何もしなくていい大学教授が多数を占めているからです。学内の物事は多数決で決まります。自淨能力を持っている教員が少しいてもなかなか変えられない。採用から昇格まで役員人事の全ての権限を教授会が握り、自分達の人事を自分達で行っているから、競争原理など働きようがないのです。」と某大学教授の内部告発が述べられています。大学の教育のこと今まで目を光らせて弊害があればこれを是正することは中大法曹会以外の団体では困難であります。

私は大学における研究・教育の成果について中大法曹会が常に注目を怠らないことを願いしたい。

六 最後に、私どもの中大法曹の先輩が、中大の基本規定について、永い間尽力して築き上げた大学運営についての貴重な成果を、私どもの時代において失うことがないよう、その改変に当たっては中大法曹の先輩諸氏の意見を充分徴して誤りなきを期して貰いたいと思います。

# 評議員会雑感

学校法人中央大学

評議員會議長 信 部 高 雄



一 私は、平成五年四月に母校中央大学の評議員会副議長に、ついで平成六年四月に評議員會議長に、夫々選任され、爾来今日まで微力ながらその職務を全うすべく盡力いたしております。

ところで中央大学の基本規定は、昭和二十九年三月一日から施行されているが、その後昭和五十三年四月一日改正され、今日にいたっている。右改正に際しては、荻山虎雄委員長の下に「学校法人中央大学基本規定（寄付行為）の検討委員会」が設置され、慎重に審議された結果、昭和五十三年四月二十四日渋谷理事長宛に「学校法人中央大学基本規定の改正に関する答申」が提出されている。この答申に基づき現行基本規定が制定され、今日にいたっている。その後母校中央大学は、多摩地区において益々充実発展しつつあり、現在は六学部を擁する総合大学となつた。一方基本規定についても時代の変遷に伴い検討することとなり、平成五年五月二十二日、基本規定（寄付行為）検討委員会（初代木戸口久治委員長、現在設楽敏雄委員長）において、目下慎重審議されているところであり、何れ立派な成案がえられるものと期待している。そこで基本規定の一部について若干検討してみる。

## 二 評議員会の権限

基本規定第三十三條は、評議員会の議決事項として次の如く規定している。

- (一) 予算、決算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項
- (二) 基本規定の変更
- (三) この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃
- (四) 合併
- (五) 解散
- (六) 残余財産の処分に関する事項

右議案のうち通常審議される重要な事項は、予算、決算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項である。

三　さて現在基本規定検討委員会では、目下評議員会について種々検討されている。評議員会については、一、選任評議員の適正な定数、二、選任評議員の構成及び選任方法、三、職務上の評議員について、等が検討されている。

右三点について現況は次のとおりである。

1　選任評議員の定数については、学校法人中央大学基本規定（寄付行為）の第二十七条により、選任評議員は、その定数を二百人以内とし、学員中二十五才以上の者から選任するとしている。この評議員を二百人以内とすることについては、当初活発な議論があったが、中央大学の伝統、規模、その他を考慮して、慎重に決定されている。

2　選任評議員は、教職員を始め、学員会の地域支部代表、職域支部の法曹会、南甲俱楽部、体育会、学研連等各方面の有識者、実力者がそれぞれの分野を代表して選任されている。その選任は、現在においては極めて平穏に行われている。

3 職務上の評議員は、基本規定第二十九条は、この法人の役員、顧問、学部長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、高等学校長及び事務局長は、その在任中評議員となるものと規定されている。この規定は他大學に例を見ないものであるが、当時の特殊事情に基づき規定されたものである。右規定に該当する者の中には、すでに選任評議員として選任されている者もあり、したがってこの規定に基づき選任される評議員の数は、常に変動する結果となる。

#### 四 問題点

##### 1 選任評議員の数

選任評議員数は、現在三百人以内と定められている。したがって、右数が減少したときは、時機を見てこれを補充している。荻山委員長の報告書では、「現行基本規定どおり二百人以内とする。」と定めたうえ、理由として、「選任評議員の定数については、減員すべしとする意見、現状維持で良いとする意見、増員すべしとする意見があつたが、各方面の意見を纏めるためには現状どおりとすることが適當であると判断した。」としている。

右の選任評議員三百人以内とする規定は、他大学に比し極めて多く、文部省からもその旨指摘を受けていふことである。それでは、果たして何名が適切であるのか、百五十名か百名か、その根據は何か、など考えるとその数を決定することは大変困難ではなかろうか。むしろ数は現況のままとし、一層の活性化を図ることが、重要なことではないかと考える。

##### 2 選任評議員の構成および選任方法

選任評議員は、学員会並びに教職員からそれぞれ推薦され、選考委員会の議を経て選任される。その推薦については、特別な規定ではなく、慣行に基づき推薦され、選考委員会で選考されることになる。したがって選考委員会では形式的な審査により選任されることとなる。この選任の経過は、とくに問題が起きたことはなく、極めて

平穏に行われている。荻山委員長の報告では、「運用に委ねること」が妥当であるとしている。

### 3 評議員会の議決事項について

評議員会を議決機関にするか、審議機関にするかについては、見解の分かれることもあるが、現行のまま議決機関とすることで、とくに問題はないのではないか。また議決事項の内容についても、現行のままで支障はないものと考える。

### 4 職務上評議員

職務上の評議員は、他大学には例をみない本学独特の制度である。これは本学の多摩移転問題に伴い設けられた制度であるが、現在においてはこれを廃止することが相当である。

### 五 総長問題

基本規定第二章には総長として、第四条以下第九条まで総長に関する規定がある。その任務については、第四条の二号に「総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。」と規定している。したがって法人にとって総長が極めて重要な立場にあることは勿論である。しかしながら本学においては多年にわたり学長が総長を兼任しており、最近にいたり初めて専任の総長が選任されるにいたった。したがって、総長と学長との職務権限は具体的にどのように区分されるのか、総長については、前記のように「総括統理する」と規定し、学長については、学長に関する規則第二条に「中央大学の校務を掌り、所属職員を統督する」と規定している。

以上総長と学長との職務権限を比較検討するとき、今後総長、学長問題をどのように決定するか、慎重な審議をお願いする次第である。

### 六 結語

中央大学は、明治十八年七月十一日「英吉利法律学校」<sup>イギリス</sup>として設立されたものであるが、創設は、他に例をみな

い十八名という多くの先輩によって行われた。創設後も、民主的な、合議制による運営によって、全学一致して教育と研究の充実、発展に努力してきた。本学の基本規定の検討に当っては、これらの経緯を十分加味して立派な基本規定改正案が作成されることを念願している。

(八、十一月一日 記)

# 中大理事に就任して



学校法人中央大学理事

安 原 正 之

平成八年五月、法曹会のご推薦により学校法人中央大学理事に就任して八ヵ月経過しました。

五月二七日新任理事による初めての理事会が開催され、理事長の選任、常任理事、事業理事の互選に続き、理事会互選の各種委員会委員の選任が行われ、私は篠原千広前理事の担当を引継ぎ総合企画委員会に属することになりました。平成九年一月末日までに開催された理事会は、臨時理事会を含め一四回、総合企画委員会は、第一五回から第一八回までの四回であります。この他七月の理事会勉強会、一〇月のホームカミングデイ、評議員会、正月の役員、教職員列席しての新年祝賀会等大学行事に参加し、中大法曹会推薦の理事としての役割を果たすべく理事業務の実情の把握と参画に務めている現状です。

理事就任にあたり前理事から中大理事会最近の主要審議案件として説明されたのが、『総合企画委員会第一次答申』に対する理事会の審議と見解（平成八年五月一三日）であります。経過と問題点をかいづまんで説明いたします。

中央大学総合企画委員会は、平成五年四月に理事長の諮問機関として設置され、学長、常任理事、学部長、理事の互選による者若干人、事務局長で構成されて、平成五年七月理事長から『本学の総合的な将来構想及びその実現のた

めに必要な具体的諸施策について』次ぎの六項目を検討の視点として諮問を受けた。

- 一、本学構成員の精神的支柱とすべき中央大学の基本理念、教育目標は、いかにあるべきか。
- 二、全学レベルの将来構想と学部等教育諸機関レベルの将来構想は、いかにあるべきか。
- 三、本学一〇〇有余年の歴史と伝統に照らして、更に進展すべき長所と補完・補強すべき問題点はなにか。
- 四、経営資源をいかに有効に活用すべきか。
- 五、財政の健全化をどのようにすべきか。
- 六、長期的な検討を要する課題の他に、当面する施設設備にかかる重要課題についての対応策はいかにすべきか。

総合企画委員会は、委員会の審議を深めるために、委員会内にキャンパス整備検討専門委員会、財政問題検討専門委員会、業務組織人事制度検討委員会を設け、それぞれの課題についての検討と答申を求め、諮問事項につき二年にわたり一二回の委員会を開き、検討を重ねて、近年の大学改革の目指す方向性や学部改革で意図された教育目標を実現するために、喫緊に対応が迫られている課題として『中央大学キャンパス整備に関する基本計画及び財政計画について』の意見を集約し、平成七年九月二九日理事長宛に答申したのが『総合企画委員会第一次答申』であります。この答申では、将来計画を策案するに当つての基本的な考え方として、将来計画の中心となる大学改革の方向性と枠組み（フレームワーク）を基本方針として打ち出している。

方向性については、

- 1、学部教育では、新学部設置、新学科設置の学部改革路線を推進し、大規模大学でありながらキメ細かな人間味のある学園を創造する。
- 2、大学院教育では、研究者の養成、高度な専門職業人の養成、リカレント教育を含む生涯学習を教育目的とし学術の進展と多様なニーズに対応した大学院を実現する。

3、研究体制では、教育の研究環境、研究所の活動条件を充実し、高度な学術情報の受発信基地たる学園を創造する。ほかに、社会人教育、課外教育の方向性が示されている。

次にその枠組み（フレームワーク）として

1、学部学生の規模では、昼間部学部学生の規模は、現状の恒常定員を維持すると共に、臨時定員の枠は恒常定員化の実現に努力する。

夜間部学部学生の規模は、一義的には教育責任の遂行の観点から考察すべきであるが、夜主コースへの移行、社会人教育への傾斜、昼間部の編入制度の導入等を考え、財政上のマイナス影響の低減化を図ることも検討するとしている。

ついで

2、専任教員の規模、

3、専任教員の規模についての枠組みを示し、

4、キャンパスの根拠地・規模・機能について、文科系五学部の教育の根拠地は、多摩キャンパスとし、文科系全学部同一キャンパスの教育的長所を發揮する。

理工学部の教育根拠地は、後楽園キャンパスとし、一部多摩キャンパスを活用する。

更に多摩・後楽園両キャンパスの機能の充実と再開発を行うとともに、近隣に学校用地の適地を求めて校地・施設の拡充を図ることを検討し、

5、財政運営では、長期財政検討委員会の答申の趣旨を尊重するとともに、その後の事情変更を勘案し、収入財源の多角化・支出構造の見直し、予算単位実施に伴う計画的効率的運用を行い、財政基盤の確立を図るとし、学費の在り方については、現行定率漸増方式を維持する。ただし四年ごとの見直しを行う。

大規模事業計画の充当資金は、自己資金・寄付金・借入金によって賄うが、多額な借入人は、財団及び市中銀行から借り入れた多摩校舎建設費・理工校舎建設費の償還を待つて行う（前者は平成八年度、後者は平成七年度）としている。

このような大学改革の方向性と枠組みのもとで総合企画委員会は、学内各機関から施設充実に関する要望をとりまとめ、そのなかから、緊急に必要な第一期のキャンパス整備の対象として、多摩キャンパス及び後楽園キャンパスの教育・研究関連施設の充実と学生の課外活動及び学生の福利厚生に係わる施設の充実の三点に重点を置くものとした。新增設の延床面積は、多摩キャンバス用施設に教育・研究施設一二、〇〇〇m<sup>2</sup>、学生関連用施設八、〇〇〇m<sup>2</sup>、後楽園キャンバス用施設に一〇、〇〇〇m<sup>2</sup>、合計三〇、〇〇〇m<sup>2</sup>の限度で多摩キャンパス二棟、後楽園キャンバス一棟に集約することとしている。

この第一次答申は、平成七年一〇月九日の理事会に提出され、理事会では以後十数回審議と勉強会を重ね、参考資料に基づく委員長の詳細な説明、これに対する質疑と意見の陳述が行われた。その経過で新施設のランニングコスト及び、一四一億円の借入金の説明が行われたが、理事会では第一次答申について、総論的重要性、大学の将来像、大學としての方向性の樹立、短期、長期計画の総合的な展望の開示、財政的裏付の重要性、臨定、夜間部問題への対応、後楽園施設の活用、建設案を評議員、学員に周知されることの必要性、等様々な意見が述べられ、理事交代時期直前の平成八年五月一三日になって、第一次答申に対し、次のような理事会としての見解をまとめ、委員会に更なる検討審議を求めることになった。

一、理事会は、総合企画委員会の『第一次答申』のうち、多摩キャンバス及び後楽園キャンバスにおける緊急度の高い教育・研究関連施設の充実と、学生生活関連施設の充実とについて、計数的なものは別としてその必要性を了承する。

二、キャンパス整備に関する財政計画を理事会において審議するにあたっては、後楽園校地の多角的利用、夜間部問題及び『臨定』の恒常化とそれに関連する校地問題等について、明確な方針が立てられていることが前提となるので、それを含めて、本学の教育理念と将来構想とを視野に入れつつ、キャンパスの総合的な設備に関してさらに慎重かつ精緻な検討を加え、具体的な計画を立案し、第二次答申をされたい。

この理事会見解は、キャンパス施設の整備は喫緊の問題であるとする教学の意見に理解を示しながらも、今後何十年にもわたって多額の財政負担を担うキャンパス整備案の策定には、見解二項に挙げたような、都心校地の有効利用を考え、未だ煮詰まつていない夜間部問題、臨定の恒常化問題等に明快な方針を打ち出し、本学の教育理念、将来像を明らかにしながら、さらに慎重な検討を加え具体案の立案を求めたものと言えます。

理事会見解を受けた委員会は、平成八年六月から新たな委員構成で第二次答申の策定の討議を開始し、キャンパス整備基本計画の方針として、

① 第一次答申の内容をベースに、三本柱に沿って慎重かつ精緻な検討を行う。ただし、第一次答申の制約条件について柔軟に検討する。

② 理事会の見解に『計数的なものは別にして』とあるが、第一次答申で示したものの一応の目安とする。  
③ 第一次答申以後に発生した新しい状況を考慮する。

- ・ 夜間部、臨定を含む本学の教育理念、将来構想
- ・ 都心のキャンパスを有効活用する目的での、後楽園校地の多角的利用
- ・ モノレール駅周辺の土地取得
- ・ 建築施設の検討順序について検討する。

⑤ 総合企画委員会の検討は平成九年度まで、委員会内専門委員会の検討は平成八年中を日程にする。

ことなどを決め、右計画に伴う財政計画の方針を協議し、また、本学の基本理念、教育目標及び将来構想については、学長の平成八年の年頭所見、評議員会での発言等を参考に内容を深めていくことなどの意見が出された。

右の③の新しい状況の中でモノレールの多摩センター・立川間の開設は平成一一年度中に開通の予定となり、また文部省の臨時定員を恒常定員化する内容も固まってきた情勢をてこに、平成九年一月にいたり、キャンパス整備検討専門委員会第二次答申がまとまり、また財政問題検討専門委員会第二次答申、業務組織人事制度検討専門委員会答申も揃い、平成九年一月二八日の第一八回総合企画委員会に提出された。以後これらの答申を対象に総合企画委員会第二次答申をまとめる審議を進めることになっている。

総合企画委員会での審議を深め、特に、キャンパス整備検討専門委員会の答申と財政問題検討専門委員会との答申の整合性を考慮し、理事会、評議員会等での合意に到達しうるような内容とした答申にしたいものであります。